

令和7年度森林で繋がる都市と地域の新価値創造人材育成事業業務委託に係る 企画提案競技実施要領

1 目的

森林で繋がる都市と地域の新価値創造人材育成事業の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

令和7年度森林で繋がる都市と地域の新価値創造人材育成事業業務委託仕様書による。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託料の上限

委託料は9,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※本企画提案競技は、その契約に係る国費予算が措置され、予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

※委託料は、業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、法人（営利・非営利を問わない。）であって次の要件をすべて満たすものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）県内に事務所及び主たる活動拠点を有すること。
- （3）過去の同種の委託等により、アドバイス、コーディネート、情報収集活動等の実績があり、具体的・実践的なノウハウを有すること。
- （4）政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- （6）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- （7）県税に未納がないこと。
- （8）宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- （9）地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案協議実施の公示方法

県ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------|
| （1）公告 | 令和7年4月9日（水） |
| （2）質問等の締め切り | 令和7年4月16日（水）午後5時 |
| （3）企画提案書の提出期限 | 令和7年4月21日（月）午後5時必着 |
| （4）審査結果の通知 | 令和7年4月下旬 |
| （5）契約締結 | 令和7年4月下旬 |

8 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙１）を提出すること。

- (1) 提出先
下記１８を参照
- (2) 提出期限
令和７年４月１６日（水）午後５時
- (3) 提出方法
電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- (4) 問合せの内容及び回答
軽微なものを除き、質問者に回答するとともに、県ホームページに内容及び回答を掲載する。（質問者名は公表しない。）

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出先 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東２丁目１０番１号 宮崎県庁７号館２階
宮崎県 環境森林部 環境森林課 林政計画担当
- (2) 提出期限 令和７年４月２１日（月）午後５時（必着）
- (3) 提出書類 企画提案書 ６部（正１部、写し５部、様式１によること。）
見積書 ６部（正１部、写し５部、業務委託仕様書に定める各項目について
積算した見積書を提出すること。内訳は、税抜き表示を基本とする。）
直近３か年の決算書 １部
誓約書（様式２） １部
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵送又はそれと同等の手段に限る。）

10 審査及び決定方法

応募者から提出された企画提案書の書類審査及び必要に応じてヒアリングを実施し、別添の審査基準表により審査を行い、最も優れた企画を提案した者を受託候補者として選定する。

11 結果通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

12 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき
- (3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

13 12に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

14 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

15 契約保証金

契約保証金の率は、契約金額の１００分の１０以上とする。
（宮崎県財務規則第１０１条第２項の規定に該当する場合は免除）

16 その他

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 採用された企画書は、協議の上、変更する場合がある。

17 注意事項

この業務委託は、当該業務に係る国庫予算が措置され、当該事業の予算の執行が可能となることが条件である。

18 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県環境森林部 環境森林課 林政計画担当
TEL:0985-26-7153 FAX:0985-26-7311
E-mail:kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp